

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 7 件 |
| 国民年金関係 | 5 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年6月まで

私は、夫の転勤でA町のB団地に入居後、団地の集金人から国民年金保険料についても請求があったため、言われた金額を渡し、その際に集金人の印鑑が押された仮領収書を受領した。

申立期間が、納付済みと記録されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について国民年金保険料の未納はない上、昭和50年4月から61年3月までは国民年金に任意加入しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を団地の各種集金の際に集金人に納付し、その際に受領したとする「昭和49年度国民年金保険料 A町」と記載された仮領収書を所持している。当該仮領収書には、「4、5、6月分」欄に当時の納付組織の集金担当者であったと思われる「C」の押印がある。旧A町の国民年金担当者に照会したところ、申立期間当時、B団地には納付組織が存在していたこと、旧A町の納付組織の一部では、国民年金保険料を預かった際に、A町役場が作成した仮領収書を交付していたことが確認でき、申立人が所持している仮領収書は、当時行政庁により真正に作成されたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 540

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年3月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月
② 昭和48年7月
③ 昭和62年7月から平成2年10月まで
④ 平成3年3月から4年3月まで

昭和62年に私の会社が倒産し、厚生年金から国民年金に切り替えた。ずっと、生活が苦しかったので国民年金保険料を未納にしていたが、妻の母親から将来困ると助言され、市役所に相談したところ、A市の徴収員が自宅まで集金に来てくれるようになった。

家計の苦しい中、私の妻が数か月分ずつ納付してくれていた。徴収員から、「これで穴埋めが終わりましたよ。」と言われ安心した記憶があるのに、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、昭和41年10月から60歳到達時までの国民年金加入期間について、保険料の未納はなく、申立人の妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の妻は、「経済的に苦しかった時期は、私の国民年金保険料のみを順次納付していたが、後になって夫の保険料についても順次さかのぼって納付した。A市委託の集金人からすべて穴埋めできた旨を言われたことを記憶している。」と述べている。社会保険庁の申立人の妻に係るオンライン記録から、申立人の妻は平成元年3月に国民年金被保険者資格を再取得した上で、それまで未納となっていた期間の国民年金保険料を順次過年度納付していること、A市への照会結果から、申立期間当時、同市

では市委託の徴収員による国民年金保険料の徴収事務が行われていたことが確認でき、申立人の妻の供述は基本的に信用できる。

さらに、社会保険庁の申立人に係るオンライン記録から、申立人の妻は、申立期間④直前の平成2年11月から3年2月の国民年金保険料を順次過年度納付していることが確認できる。

申立人の妻の納付意識の高さ及び同人の供述内容が基本的に信用できることからすれば、申立期間④の保険料についても、申立人の妻が過年度納付したと考えるのが自然である。

2 申立期間①、②及び③について

(1) 申立期間①及び②については、社会保険庁の申立人に係るオンライン記録から、申立人が平成4年5月に国民年金被保険者資格を再取得していることが確認できるところ、当該申立期間は、この時点で遡及して資格得喪に係る手続がされたことによる未納期間であり、申立期間①及び②当時は、国民年金の未加入期間であったことから、申立人は国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

(2) 申立期間③については、社会保険庁の申立人に係るオンライン記録から、申立期間③直後の平成2年11月の国民年金保険料が4年12月25日に過年度納付されていることが確認できるところ、この時点では、申立期間③は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

(3) また、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年3月から4年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和46年4月から47年3月まで
②昭和47年4月から同年6月まで

私は、今まで税金や各種保険料について、地区の集金担当の人に払わなかったことは一度もない。申立期間の国民年金保険料についても、集金に来た地区の納付組織の人に必ず納付しているはずである。社会保険庁の記録が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法について、自宅に来た地区の納付組織の集金人に保険料を渡した旨を主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた地区には納付組織が存在し、現年度分の国民年金保険料についてのみ徴収対象としていたことが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入被保険者記録から、昭和47年4月下旬から5月初旬までの間に払い出されていることが推認できる上、47年7月から48年3月までの国民年金加入期間の保険料を納付組織で現年度納付したことが確認できる。

これらのことを踏まえると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された上記時点で、現年度納付が可能な申立期間②の国民年金保険料については、申立人が主張する納付方法と一致する地区の納付組織で納付した可能性が高いものと認められる。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された上記時点では、申立期間①は既に過年度となるが、申立人が居住していた地区の納付組織では、現年度分の国民年金保険料のみを徴収対象としてい

たことが確認できる上、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、さかのぼって納付した記憶は無いと主張しているなど、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間①当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を 45 年 7 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 3 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 6 月 8 日から 45 年 3 月 1 日まで
② 昭和 45 年 6 月 30 日から 45 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 6 月に A 社に入社し、45 年 8 月末まで勤務していたのに、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び B 社（旧 A 社）への照会結果から、申立人が昭和 43 年 1 月 8 日から 45 年 6 月 30 日までの期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、B 社に照会した結果、「失業保険被保険者資格取得確認通知書、失業保険被保険者資格喪失確認通知書及び失業保険被保険者離職証明書（事業主控）から、申立人は、昭和 43 年 1 月 8 日から 45 年 6 月 30 日まで当社に在籍していたことが確認でき、45 年 6 月分については、厚生年金保険料を控除した可能性が高い。また、雇用保険の離職日及び厚生年金保険被保険者資格喪失日を同一日として 45 年 6 月 30 日とした可能性がある。」と回答している。

さらに、失業保険被保険者離職証明書（事業主控）から、「貸金支払対象期間 6 月 1 日～離職日・基礎日数 30 日」、「貸金額は 5 月の 31 日と 6 月の 30 日で支払額 31,800 円は同額」であることも確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断

すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 45 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、社会保険庁のオンライン記録から 3 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 45 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年 6 月 30 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、申立人は、昭和 45 年 7 月 1 日から同年 8 月末までの期間についても継続して勤務したと主張しているものの、雇用保険の加入記録から、離職日は同年 6 月 30 日と認められ、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の処理は 45 年 7 月中であることが確認できることなどから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間①については、勤務内容に係る具体的な申立人の供述及び雇用保険の加入記録並びに B 社への照会結果から、申立期間①のうち、昭和 43 年 1 月 8 日から同社に勤務していたことは確認することができる。

しかしながら、B 社に照会した結果、「約 3 年ほどの間に申立人に係る算定基礎届を提出していないことなどからすると、昭和 45 年 2 月分まで申立人の給与から厚生年金保険料の控除はしていないであろう。」と回答している上、申立期間当時、厚生年金保険に加入している従業員は、「希望して厚生年金保険に加入した。」旨の証言をしており、申立期間①に係る保険料を控除されていたことをうかがわせる証言等を得ることができない。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金記号番号払出簿は、資格取得年月日が昭和 45 年 3 月 1 日のところをそれぞれ同年 3 月中に処理されていることが認められ、健康保険被保険者整理番号に欠番もないなど処理状況に不自然な状況はうかがえない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分国民年金 事案 541

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月及び同年 5 月までの期間、60 年 6 月から 61 年 3 月までの期間、並びに 62 年 10 月から 63 年 3 月までの期間（合計 18 か月のうちの 14 か月）の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 59 年 4 月から同年 5 月まで
②昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月まで
③昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月まで
の計 18 か月（申請免除期間）のうちの 14 か月

私が 65 歳になる前に、14 枚（14 か月分）の追納の領収書を持って社会保険事務所に行き、納付状況を調べてもらったところ、納付していないと言われた。私が厚生年金を受給し始めた 63 歳の時、社会保険事務所から請求書が送られてきたので、それに基づいて、過去の申請免除期間の追納を毎月行い、65 歳になる半年くらい前に払い終えた。追納の領収書は紛失してしまったが、申立期間について追納の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、63 歳から国民年金保険料の追納を始め、65 歳になる半年くらい前に追納を終えたと主張しているところ、申立人が 63 歳に到達した平成 13 年 2 月時点では、申立期間は既に時効により保険料を追納できない期間であり、このほかに申立人に追納可能な申請免除期間は存在しない。

また、申立人が、申立期間（合計 18 か月のうちの 14 か月）の国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間を追納したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 543

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から54年3月まで

私が20歳の時に、実家のあるA県B市の市役所から国民年金の加入勧奨のはがきが届いたので、母親が国民年金の加入手続をして保険料を納付していたと聞いている。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親からも詳細な証言が得られないため、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、A県B市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録から、申立人が昭和53年11月20日に国民年金への新規加入手続を行ったことを示す記載が確認できるところ、この時点では、申立期間の一部（昭和51年4月から同年9月まで）は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、申立期間の国民年金保険料が特例納付及び過年度納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人と当時同居していた申立人の姉の国民年金手帳記号番号は、昭和53年11月に申立人と連番で払い出されていることが確認できるが、姉の申立期間の国民年金保険料は、申立人と同様に未納となっている。

加えて、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情、及び申立期間の国民年金保険料が納付

されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 544

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から48年2月までの期間及び昭和48年4月から平成17年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月から48年2月まで
② 昭和48年4月から平成17年4月まで

申立期間の国民年金保険料は、夫が毎月、夫婦二人分をA市役所で納付していた。未納となっているのに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、32年7か月と長期間である上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年3月の任意加入に伴い、A市において払い出されていることが確認できるものの、A市の被保険者名簿から、当該国民年金手帳記号番号は、51年5月14日に48年4月1日まで遡及して資格喪失していることが確認でき、申立期間②の大部分は国民年金の未加入期間であったことから、申立人が主張する国民年金保険料の現年度納付はできなかったものと考えられる。

さらに、申立人と国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も、申立期間は国民年金の未加入期間であるほか、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から59年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年12月から59年11月まで

私の妻は、私が60歳になる平成3年12月に市役所に行き、その際に市職員から、「あなたの夫は、国民年金の受給資格を得るためには35万円が必要です。」と言われたので、その市職員に窓口で35万円を渡した。

窓口で納付した35万円が年金記録に反映されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の妻は、申立人が60歳になる平成3年12月にA市国民年金担当窓口で、「あなたの夫が国民年金の受給資格を得るためには35万円を納付する必要がある。」と言われたため、その市職員に窓口で35万円を渡した旨を主張しているところ、1)平成3年12月時点では、申立人の国民年金保険料の納付期間及び免除期間は合計296か月であり、申立人が国民年金の受給権を確保するためには、あと4か月の保険料納付で足りること、2)A市保管の申立人に係る国民年金被保険者名簿の備考欄には、「平成3年12月24日妻来庁。H元年12～2.3の納付書を渡した。すぐ納めるとのこと。」と記載されていること、3)申立人は、平成3年12月24日（上記期間の過年度納付書が発行された日）に平成元年12月から2年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立

人は、この時点で、年金受給に必要な最低限の納付月数（300月）を満たすことを目的として過年度納付したものと考えられ、申立期間の国民年金保険料を追納したことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が主張する国民年金保険料である35万円についても、A市国民年金担当では、「申立人に係る国民年金被保険者名簿の備考欄の記載は、平成3年12月時点で申立人の国民年金の受給権を確保するために不足している4か月分の過年度納付書を発行したことを示している。当該期間を納付するために必要な国民年金保険料は3万2,000円である。」と回答しており、申立人の主張する金額に合理的な理由は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 546

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から40年3月まで

私は会社退職後、国民年金への加入手続が遅れ、4年間の空白ができたが、国民年金加入の際、市役所職員から過去の未納分の国民年金保険料を払った方がよいと勧められ、4年分をその年内に納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の直前の任意加入被保険者資格取得日及び申立人の保険料納付状況等から昭和42年7月ごろと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する領収書から、申立人は、申立期間直後の昭和40年4月から42年3月までの24か月分の国民年金保険料を42年7月に過年度納付していることが確認でき、この時点で、過年度納付が可能な期間について国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 240

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から 47 年 3 月まで

私は、昭和 44 年 8 月ごろから 47 年 3 月ごろまで、A 社に勤務し、その間、同社の健康保険証を使い治療を受けたことがあるので、厚生年金保険にも加入していたと思う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間当時、A 社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、元同僚に照会した結果、「私が、A 社に入社したのは昭和 39 年ごろで、その後、経営状態が悪化した。申立人が同社に在職し、整備士の資格に係る勉強をしていたことや、申立人が記憶する元同僚の姓は覚えているが、申立人の入社日や退職日などの記憶は定かではない。」と証言しており、勤務期間等を特定することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する A 社の厚生年金保険被保険者名簿から、同社が昭和 40 年 7 月 1 日付けで新規適用事業所となった同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる 5 人以外に被保険者資格を取得した者は認められない上、申立人が、申立期間当時と一緒に勤務していたとする元同僚の記録も確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A 社は申立期間中の昭和 46 年 4 月 1 日付けで適用事業所ではなくなっており、保険料控除等に係る関連資料も無い上、元事業主も特定することができず証言等を得ることもできないことから、厚生年金保険の加入状況等については不明である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月ごろから 35 年 5 月ごろまで

私は、A社を退職後、6か月ほどして同社に再入社したが、その期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の供述から、申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人は、「再入社したときは、給与は日給だった。」と証言しているところ、元事業主に照会した結果、「当時の関連資料は無く、詳細は不明である。申立人が再入社した記憶などはないが、日給の従業員は厚生年金保険に加入させていなかったかも知れない。」と回答している上、元従業員は、「申立人が工場勤務していた記憶はあるが、勤務期間などについてはわからない。また、営業職は月給制だったが、工場勤務する者は日給の者が多く、日給の者は正社員ではなかったと思う。」と証言しており、当時の厚生年金保険の加入状況等が不明である上、勤務期間を特定することもできない。

また、社会保険事務所が保管する申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。